

警企発第174号
会発第2181号
昭和38年12月27日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	C 0 2 0 4
保存期間	長期
廃棄年月日	
担当係	給与係

三重県警察本部長

警察職員の職務執行に伴い発生した物的損害の補償に関する訓令の制定について
(例規通達)

改正 昭43(務)第28号(会合同) 昭54(務)第15号

このたび三重県警察本部訓令第8号をもって「警察職員の職務執行に伴い発生した物的損害の補償に関する訓令」を別添のとおり制定し、昭和38年4月1日から適用することとしたので、次の事項に留意して運用上あやまりのないようされたい。

記

1 制定の趣旨

警察職員は、その職務の特殊性から犯罪の制止、犯人の逮捕等職務の執行により相手方の暴行その他によって被服、携帯品等に損害をこうむることが多いが、その際私有の物品の損害については、従来補償の手段がなかったため、今回、私有の物品に対する損害を補償することによって勤務意欲の高揚を図るため、この訓令を制定した。

2 訓令の解釈および運用方針

- (1) 訓令第1条にいう「警察職員」とは、警察官および警察官以外の職員をいい、同条にいう「私有の物品」とは、当該職員の占有に属する現金以外のすべての物品をいう。
- (2) 訓令第2条にいう「所持」とは、当該警察職員が携帯し、着用または使用していた場合のすべてをいう。
- (3) この訓令による損害補償の目的は、当該職員の経済的な負担を軽減しようとするものであるため、他人のものであってもその損害が、当該警察職員の負担となる場合など所有権の有無にかかわらず損害を補償して救済しようとするものである。
- (4) 補償の額は、損害物品の耐用年数などを考慮して時価の範囲内で決定することとし、「時価」は、疎明資料および関係業者等の意見を参考として算定する。
- (5) 物品の補修が可能なものであるときは、補修に要する実費額の範囲内で補償するがこの場

合においては、当該物品の経済的効果を考慮して補修によっても、なお著しくその使用価値が減る場合（たとえば、背広服の損傷の場合等）には、補修に要した実費額をこえて補償することもできるものとする。

3 運用上の留意事項

(1) 所属長が補償の上申をするに当たっては、損害を受けた事実、損害を受けた物品の品質などの立証について、次の資料を事案ごとに選択して該当する事項を上申書に記入又は添付すること。

ア 当該職員の申告書

イ 当該事実の目撃者がいるときは、その者の現認証明

ウ 当該職員が平素当該物品を所持していたことを知っている者の証明

エ 被害状況の写真又は現品

オ 当該物品を購入した業者名、年月日、品質などの証明

カ 当該物品の品質を知っている者の証明

キ その他証明するため参考となる資料

(2) 被害事実は、誇大に申告することのないよう調査を正確に行うとともに、損害が少額である申告についてもこれを放置することのないよう配慮すること。

(3) 補償を要する事案が、当該職員の故意又は重大な過失によって生じた場合でも原則として適用の対象とされるが、このような事実が存在する場合には、審査の際考慮されることとなる。

(4) 私有物品の損害補償及び委員会に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。

4 その他

この訓令は、昭和38年4月1日以降発生した事案について適用するため、現在までに発生した該当事案については、昭和39年1月20日までに必要な上申手続をとること。